

平成二十年四月八日受領
答弁第二三九号

内閣衆質一六九第二三九号

平成二十年四月八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に
関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開

示に関する再質問に対する答弁書

一について

在ユジノサハリンスク日本国総領事館（以下「総領事館」という。）は、御指摘のだ捕事件の発生以降、夏井重雄在ユジノサハリンスク日本国総領事の指揮の下、天皇誕生日祝賀レセプション開催中也含め常時関連情報の収集等に当たるとともに、ロシア側に対し、だ捕された船体及び乗組員全員の解放等の申入れを行ってきた。

二から六までについて

外務省として、御指摘の船体については、総領事館の職員が直接確認する等により、その現状を確認しているが、御指摘の船体の現状等を含め、外務省が行っている情報収集活動により得られた情報を明らかにすることは、情報源が明らかになるおそれがある等、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

七から九までについて

先の答弁書（平成二十年三月二十八日内閣衆質一六九第二〇〇号）の九及び十についてでお答えしたとおり、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、差し控えたい。

十及び十一について

外務省としては、我が国の法令違反の有無を含め、御指摘の船体に係る事案の事実関係を明らかにするためにも、御指摘の船体の引渡しが必要であると考えており、引き続きロシア側に強く引渡しを求めていく。